

平成28年の主な税制改正について 所得税・住民税・軽自動車税

三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に三世代同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することができる制度が導入されました。

【対象工事】キッチン、浴室、トイレ、玄関

【対象工事要件】①対象工事のいずれかを増設すること。

②改修後、対象工事のうち、いずれか2つ以上が複数となること。

③対象工事の費用が50万円超であること。

(1) ローン控除の特例

三世代同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン（償還期間5年以上）の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

控除額＝ローン残高×控除率

	ローン残高	期間	控除率	※①は上限7.5万円、②は上限5万円で、 毎年合計12.5万円を上限 (5年合計で62.5万円を上限)
①増改築工事全体	～1,000万円	5年	1.0%	
②うち三世代同居対応改修工事	～250万円	5年	2.0%	

(2) 税額控除の特例

三世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額（限度額25万円）を、その年分の所得税額から控除

※上記以外の住宅減税制度についても、適用期限が平成33年12月31日までに延長されました。

セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）、④健康診査、⑤がん検診のいずれかを受けている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除できる制度が創設されました。※本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができません。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋（その敷地を含みます。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限ります。）または除却後の土地の譲渡（相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限ります。）をした場合には、その家屋または除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる制度が導入されました。

※主な適用要件

- ①相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋（マンション等を除きます。）であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- ②譲渡をした家屋または土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- ③譲渡価格が1億円を超えないこと。

国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化（平成27年度改正、平成28年分から適用）

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、その適用を受ける納税者に対し、平成28年分以後の所得税について、親族関係書類等の添付が義務付けられました。

●納税者の親族であることが確認できる書類（戸籍の附票の写し、出生証明書等）

●納税者が親族の生活費等に充てるための支払いを行ったことが確認できる書類（送金依頼書等）

軽自動車税グリーン化特例の延長

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長し、平成28年度に新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）について適用されます。

【問合せ】税務課（内線112）